⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Laying work of clean seawater intake pipe, Rausu Fishing Port, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 6 August 2021

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 a.m. 30 September 2021 (tenders brought with 10 : 00 a.m. 30 September 2021 or submitted by mail 10 : 00 a.m. 30 September 2021)

⑹　Contact point for tender documentation : MANABE Masaki, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Kushiro Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―10, Saiwai-Cho, Kushiro, Hokkaido 085―8551, Japan TEL 0154―24―7120

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和３年７月２日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　稲田　雅裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　仙台第３地方合同庁舎㉑機械設備改修工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　宮城県仙台市宮城野区五輪１―３―15

⑷　敷地面積　13,049㎡

⑸　建物概要

１）庁舎　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上10階地下２階建　延べ面積　18,298㎡

２）会議棟　鉄筋コンクリート造　地上２階建　延べ面積　839㎡

⑹　工事内容　本工事は、上記⑸１）及び２）の建物における暖冷房衛生設備工事を施工するものである。

１）庁舎　空気調和設備、自動制御設備　改設一式

２）会議棟　空気調和設備、換気設備、自動制御設備　改設一式

３）建築工事　一式

４）電気設備　一式

⑺　工期　契約締結日の翌日から令和６年１月31日まで

⑻　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

③　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

④　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑤　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⑥　本工事は、次の㋐㋑に示す工事（以下「評価対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする試行工事である。

㋐　東北地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）

㋑　工事成績相互利用登録機関が発注した工事

⑦　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑧　本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。

⑨　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事である。

⑩　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、特例監理技術者）の配置は認めない。

⑪　本工事は、情報共有システムを利用した文書の情報交換等を電子ネットワーク上で行う工事である。

⑫　本工事は、工事の改修施工段階でＢＩＭモデルを活用する「改修施工ＢＩＭ」の試行工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑽　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成18年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。また、下記①㋐及び㋑については、同一建物の施工実績とする。

①　下記の両方の要件を満たす新設又は改設工事　㋐工事種目　空気調和設備　㋑方式　ファンコイル・ダクト併用方式

②　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が評価対象工事に係るも